

平成 26 年度 宇城市職員採用試験のご案内

宇城市では、平成 26 年度職員採用試験を次の要領で実施します。

1 試験職種及び採用予定人員等

区 分	職 種	採用予定数	勤 務 先 及 び 職 務 内 容
大卒程度	行 政	8人程度	長部局又は教育委員会等に勤務し、行政事務に従事します。
高卒程度	一般事務	2人程度	長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。
	一般事務 (身体障がい者)	1人程度	
民間企業等 職務経験者	社会人	2人程度	長部局又は教育委員会等に勤務し、行政事務または専門の技術業務に従事します。

2 受験資格

①年齢及び資格要件

区 分	職 種	年 齢 及 び 資 格 要 件
大卒程度	行 政	次のいずれかに当てはまる人 ① 昭和60年4月2日から平成5年4月1日生まれ ② 平成5年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業または平成27年3月末までに卒業見込みの人(宇城市長が同等の資格があると認める人を含む。)
高卒程度	一般事務	平成元年4月2日から平成9年4月1日生まれ。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業または平成27年3月末までに卒業見込みの人(宇城市長が同等の資格があると認める人を含む。)を除きます。
	一般事務 (身体障がい者)	次の全てに当てはまる人 ① 昭和60年4月2日から平成9年4月1日生まれ。 ② 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 ③ 自力(介護者を要しないことをいう。)による職務遂行が可能な人 ④ 活字印刷文による出題に対応可能な人

区分	職種	年齢及び資格要件												
民間企業等 職務経験者	社会人	<p>次のすべてに当てはまる人</p> <p>①昭和44年4月2日～昭和60年4月1日生まれ</p> <p>②次のいずれかの資格を有し、民間企業等においてその資格に関する職務経験を直近10年(平成16年7月1日から平成26年6月30日まで)の間に5年以上有する人</p> <table border="1" data-bbox="571 280 1204 474"> <tr> <td rowspan="3">事務職</td> <td>法務</td> <td>弁護士・司法書士</td> </tr> <tr> <td>税務</td> <td>公認会計士・税理士</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>ITサービスマネージャー・情報セキュリティスペシャリスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術職</td> <td>建築</td> <td>一級建築士</td> </tr> <tr> <td>土木</td> <td>技術士(建築部門、上下水道部門)</td> </tr> </table>	事務職	法務	弁護士・司法書士	税務	公認会計士・税理士	情報	ITサービスマネージャー・情報セキュリティスペシャリスト	技術職	建築	一級建築士	土木	技術士(建築部門、上下水道部門)
		事務職		法務	弁護士・司法書士									
税務	公認会計士・税理士													
情報	ITサービスマネージャー・情報セキュリティスペシャリスト													
技術職	建築	一級建築士												
	土木	技術士(建築部門、上下水道部門)												
		<p>職務経験について</p> <p>①「民間企業等においてその資格に関する職務経験」には、会社員、団体職員、自営業者として1週間当たりの所定労働時間が30時間以上の期間、かつ、1年以上継続して就業していた期間が該当します。</p> <p>②「5年以上」とは、企業・団体等で週30時間以上の勤務に5年以上従事している場合が該当します。また、転職等による複数での経験は、1つの企業・団体等で30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が5年以上であることを要します。(同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、いずれか1つの勤務期間のみを職務経験とします。また、平成16年6月30日以前から2年以上勤務が継続していれば、平成16年7月1日以降の期間は通算できます。)</p> <p>③月の途中で就労・退職は、月の半数以上の勤務日があれば1ヶ月とみなし、期間を通算できます。</p> <p>④産前産後休暇は職務経験期間に含まれますが、育児休業、病気等による休業、退職は職務経験に含めません。</p> <p>⑤受験申込みは、最終合格発表後に職務経験及び保有資格確認のため職歴証明書(法人名・代表者名・社判・就業期間・職務内容の記載が全て必要)及び資格証の写しが提出できる方に限ります。(自営業の方は問い合わせください)</p>												

②次の一つに該当する人は、受験できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含みます。)
- (3) 禁錮^{きんこ}以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 宇城市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続

①受付期間

平成26年7月28日(月)から8月15日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、8月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

インターネット(電子申請)での申込は、8月15日(金)までに正常に受信されたものを有効とします。

②申込先

宇城市総務部総務課(市庁舎 2 階) 電話：0964-32-1111 (内線 1219, 1221, 1223)

所在地：熊本県宇城市松橋町大野85番地 (〒869-0592)

③申込手続

【持参】

宇城市発行の申込用紙に必要な事項を記入して、前記申込先に持参してください。

【郵送】

表に「宇城市職員採用試験申込」と朱書した封筒に、必要事項を記入した申込用紙と受験票返信用の 82 円切手を貼った小封筒(宛先と郵便番号を明記)を同封し、必ず簡易書留郵便で送付してください。

【インターネット(電子申請)】

「くまもと電子申請システム」で申込みことができます。「インターネット操作方法」をよく読んで申込みをしてください。なおインターネット申込みは、申込用紙のダウンロードとは異なり、インターネット上で全ての手続きを済ませる仕組みです。

<受付時間>

24 時間いつでも受け付けます。ただし、7 月 28 日(月)は午前 8 時 30 分からの受け付けとなります。

■共通注意事項

<職種変更>

受験申込書の受付後における職種の変更は認められません。誤記にご注意ください。

<裏面記入>

「社会人」で受験される場合は、裏面の「職務経験」欄も必ず記入してください。

④申込用紙の請求

【直接受取】

申込用紙は、宇城市総務部総務課及び支所総合窓口課に用意しています。

【郵便による請求】

郵便により請求する場合は、封筒の表に『宇城市職員採用試験申込書請求』と朱書し、140 円切手を貼った宛先、郵便番号明記の返信用封筒を同封のうえ、宇城市総務部総務課に請求してください。

【市ホームページからダウンロードする】

宇城市のホームページにアクセスして、試験案内と申込書をダウンロードしてください。申込書は厚手(官製はがき程度の厚さ)の A4 サイズ白用紙に印刷してください。

【インターネット(電子申請)】

申込みはウェブ上で直接入力していただきますので、専用の申込み用紙はありません。

⑤受験票の交付

【持参または郵送で申込】

申込者には受験票を交付します。郵便での申込者には受験票を郵送しますが、8 月 22 日(金)までに受験票が届かないときは、宇城市総務部総務課にご連絡ください。

【インターネット(電子申請)で申込】

受験票と写真票は、審査終了通知メールを受信後から印刷可能です。A4 サイズの厚手の紙に印刷後、写真を貼付して試験当日に持参してください。8 月 22 日(金)までに受験票と写真票が印刷不可の場合は、宇城市総務部総務課までご連絡ください。

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験場		合格発表
第一次試験	平成26年9月21日(日) 午前8時30分	宇城市	一般事務 (身体障がい者)	宇城市役所	10月下旬、合格者のみに通知するほか、合格者の受験番号を宇城市役所に掲示する。
			上記以外	松橋中学校	
第二次試験	平成26年11月上旬	宇城市	別途第一次合格者に通知		11月中旬、受験者全員に通知するほか、合格者の受験番号を宇城市役所に掲示する。

- (注) (1) 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更することがあります。
- (2) 第一次試験の際は、受験票と筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)及び上履を持参してください。
なお、インターネット(電子申請)による受験申込者は、必ず写真票も持参してください。また時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りませう。
- (3) 第一次試験終了予定時間は、「一般事務」「一般事務(身体障がい者)」が午後1時10分、「社会人」が午後1時20分、「行政」が午後4時10分です。昼食及び飲料は、必要に応じて各自ご用意ください。

5 試験の内容

① 第一次試験

程度	試験区分	出題内容
大卒程度 (行政)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	専門試験	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係
	適性検査	公務員としての社会生活を送るのに必要な資質を備えているかを性格の面からみるもの
高卒程度 (一般事務) (身体障がい者)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの
民間企業等 職務経験者	職務基礎力試験	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野
	職務適応性検査	職務・職場への適応性を、性格傾向の面からみるもの

(全て択一式による筆記試験)

作文試験	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験
------	------------------------------

- 備考 (1) 上記試験区分のいずれかにおいて一定の合格点に達しない方は、他の試験の成績にかかわらず不合格となります。
- (2) 作文試験は第一次試験で実施しますが、採点は第二次試験の採点時に行います。
よって成績は、第一次試験の合否の評価には含まれず、第二次試験の合否の評価に含まれます。

②第二次試験・・・第一次試験合格者について次の試験を行います。

職種	試験種類	内 容
行政	プレゼンテーション	課題に対する企画立案能力を判定する試験
	人物試験	人柄などについての個別面接による試験
上記以外の職種	人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験を途中で棄権した人は、不合格となります。

6 合格から採用まで

- ① この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に登載され、主に平成27年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された人の中から採用者を決定します。ただし、状況によっては、それ以前に随時採用する場合があります。なお、この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から平成28年3月31日までです。
- ② 受験資格がないこと、または採用試験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は合格を取り消すことがあります。

7 給与

この試験に合格し、採用された場合の標準的な初任給は、次表のとおりです。(平成26年4月1日現在)

区分	職種		初任給
大卒程度	行 政		172,200円
高卒程度	一般事務		140,100円
民間企業等 職務経験者	社会人 対象職種	民間企業等に8年勤務 (採用時30歳)	20万円程度
		民間企業等に18年勤務 (採用時40歳)	28万円程度

※ 上記の初任給は学歴、職歴等により別途算定される場合があります。このほか条例等の定めにより扶養手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給要件に応じて支給されます。

8 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人に限り開示請求することができます。開示場所、開示内容等については以下のとおりです。原則として電話、郵便等による請求はできません。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験	受験者全員	科目別得点 総合得点 合格最低総合得点 総合順位(合格者以外)	合格発表の翌日から1ヶ月間 (土、日、祝日を除く。午前8時 30分から午後5時15分まで)	宇城市総務部 総務課職員係
第二次試験				

※開示請求の際は、受験票又は合否通知書及び本人と確認できるもの(免許証、学生証等)を持参してください。

9 試験についての問い合わせ先

宇城市総務部総務課 電話：0964-32-1111 (内線 1219、1221、1223)

所在地：熊本県宇城市松橋町大野 85 番地 (〒869-0592)

E-mail：somuka@city.uki.lg.jp

第一次試験会場案内図

■会場

- [行政、一般事務、社会人] 宇城市立松橋中学校
- [一般事務(身体障がい者)] 宇城市役所

■公共交通機関

- JR鹿児島本線 松橋駅から徒歩約15分
- 九州産交バス 松橋営業所から徒歩約10分、又は松橋中学校入口バス停(砥用線)から徒歩約1分

■注意事項

駐車場 宇城市役所駐車場をご利用下さい。試験会場まで徒歩約5分です。

松橋中学校には自家用車の駐車できません。

駐輪場 自転車、バイクは松橋中学校内の指定された場所に駐輪できます。

